

## 令和6年度東員町デジタル広報推進にかかる伴走型支援業務 公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務名

令和6年度東員町デジタル広報推進にかかる伴走型支援業務

### 2 業務目的

本業務は、SNS を効果的に活用し東員町内外の人に対し町の魅力を発信することで、町民の満足度の向上、そして、東員町への関係人口や交流人口の創出を目指します。

そのために、専門的知識を有する人の伴走支援を受けながらアイデア・ノウハウを補うことで、東員町の SNS 活用・シティプロモーション・魅力発信の充実に繋がります。

### 3 業務概要

#### (1) 業務内容

別紙「令和6年度東員町デジタル広報推進にかかる伴走型支援業務仕様書」のとおり

#### (2) 委託料上限額

1, 500, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

#### (3) 業務履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

### 4 選定方式及び契約方法

東員町の魅力を町内外へ発信する人材の活用を促すに当たっては、行政では着想しないアイデアやノウハウを持った、高度な専門人材を紹介できる能力が必要である。このため、専門的な知識や過去に同様の業務等を実施した実績等をもった業者の提案を広く公募し、提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定するものである。なお、受注候補者の決定後、仕様書等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結するものである。

### 5 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) プロポーザル参加申込書提出期限日以降において、指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会

社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っていない者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。

- (4) プロポーザル参加申込書提出期限日以降において、東員町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成29年東員町告示第74号）に基づく入札からの排除措置を受けていないこと。

## 6 提出書類及び方法等

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次の「プロポーザル参加申込書（様式第1号）」等の書類※へ必要事項を記入、押印の上、後述の16の事務局（提出及び問い合わせ先）へ提出すること。

### (1) 提出期限・提出書類

【提出期限：令和6年8月1日（木）午後5時まで】

- |                     |    |
|---------------------|----|
| ・プロポーザル参加申込書（様式第1号） | 1部 |
| ・会社等概要書（様式第2号）      | 3部 |

【提出期限：令和6年8月21日（水）午後5時まで】

- |               |           |
|---------------|-----------|
| ・企画提案書（様式第3号） | 7部        |
| ・見積書（様式第4号）   | 正本1部、複写6部 |
| ・実施体制（様式第5号）  | 7部        |

※すべての様式は、提出部数7部のうち1部は社印押印の原本とし、残りの7部は複写可で社名が特定される部分は黒塗り等を行うこと。また、企画提案書の記載内容に社名が特定される表記は行わないこと。

※書類は、原則A4版とする。

### (2) 提出方法

16の事務局（提出及び問い合わせ先）へ直接又は郵送（必着）とする。提出書類についてはすべて紙媒体で提出すること。なお、提出書類は一切返却しない。

## 7 質問及び回答

プロポーザルに関して質問がある場合は、令和6年8月1日（木）午後5時までに質問書（様式第6号）にて、政策課広報秘書係へ電子メール（kouhou@town.toin.lg.jp）で提出すること。

なお、質問事項及び質問事項に対する回答については、提出者に対し令和6年8月6日（火）午後5時までに電子メールで通知する。

## 8 候補者の選定方法

### (1) 参加資格審査

プロポーザル参加申込書（様式第1号）等を提出後に参加資格の書類審査を実施し、その結果を令和6年8月6日（火）付け（予定）で通知する。

町が、参加資格を有すると判断した者（以下、「参加資格者」とする。）に対しプレゼンテーションの時間と場所を決定した通知を併せて行う。

なお、全ての通知については、電子メール及び書面で通知することとし、スケジュールについては13スケジュール（予定）を参考にすること。

### (2) プレゼンテーション、審査

次のとおり、本プレゼンテーションの採点を行うために設置された「東員町デジタル広報推進にかかる伴走型支援業務事業者選定委員会」に対して、プレゼンテーションを行うこと。

番号	項目名	注意事項等
1	日時・会場	・令和6年8月29日（木）午前9時以降 ・集合時間および会場については、事業者ごとに「参加資格審査結果通知書」で指定する。
2	順 番	・プロポーザル参加意思確認書到着順とする。
3	持ち時間	・【プレゼンテーション】25分以内 ・【委員からの質疑】10分程度
4	出席者	・3人以内 ・事業者を特定できる名札等はつけないこと。
5	持参物等	・パワーポイント等を使用する場合は、東員町でプロジェクター、スクリーンの準備をするが、パソコン等は参加者が用意すること。なお、接続についてはHDMI接続を想定している。
6	審査について	・事前提出書類とプロポーザル参加者が行うプレゼンテーションの内容に基づき審査する。

## 9 審査の評価基準

審査は、選定委員が各事業者からのプレゼンテーションを受け、質疑を行った後、次の項目について評価を行い、その合計点数が最も高い事業者を契約候補者として選定する。各選定委員の合計点が最も高い事業者が複数あった場合は、9審査の評価基準のうち評価項目③「独創性、実現性、信頼性」の点数が高い方で決定する。それでも差がつかない場合は評価項目①②④⑤⑥の順で点数の高い方で決定する。

評価項目	内容	配点
①業務理解度	本業務の趣旨や、本町の総合計画、地方創生の国の動向を理解し、課題の認識を踏まえた提案になっているか。	20点
②企画・提案力	専門性やノウハウに基づき、SNSを通して本町の魅力を効果的に発信するための専門家をマッチングするための提案であるか。	30点
③業務遂行の計画性	業務を理解した上で、より効果的、効率的に業務を遂行できるか。	10点
④独創性、実現性、信頼性	仕様書に基づく提案に加えて、独創性があり創意工夫のされた企画提案内容となっているか。また、本町と共に将来を考える信頼すべき熱意が感じ取れるか。	20点
⑤業務実績及び実施体制	本業務を迅速に遂行する体制が十分にできしており、類似した経験と実績を有しているか。	10点
⑥見積金額	企画提案書に見合った見積額の妥当性があるか。	10点
合 計		100点

## 10 選定委員会

選定委員会の委員は、東員町職員から概ね5名の範囲で構成する。なお、委員がやむを得ず審査に参加できない場合は、当該委員が指名するものを委員とすることができる。また事務局は政策課に置く。

## 11 プロポーザル審査結果

プロポーザル審査結果は書面にて参加者に通知する。なお、電話等での問い合わせは一切受け付けない。

## 12 契約候補者との契約

町は契約締結に向けて、候補者と業務の実施方針及び手法などについて協議及び調整を

行った上で、業務委託契約の締結を行う。候補者の企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。なお、協議が不調となった場合には、次点の候補者と同様の手続きを行うものとする。

### 13 スケジュール（予定）

	手 順	時期、期限等
1	参加申込書の提出締切	令和6年8月1日（木）
2	質疑書の提出締切	令和6年8月1日（木）
3	質疑書に対する回答	令和6年8月6日（火）
4	参加資格結果通知 プレゼンテーション時間決定通知	令和6年8月6日（火）
5	企画提案書等の提出締切	令和6年8月21日（水）
6	プレゼンテーション、審査	令和6年8月29日（木）
7	契約候補者の選定結果通知	令和6年8月29日（木）
8	契約候補者の選定結果公表	令和6年8月29日（木）
9	契約候補者との打合せ	令和6年9月上旬
10	契約締結	令和6年9月上旬

### 14 失格条件

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと町長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると町長が認めた場合
- (6) その他本町の指示に違反する場合

### 15 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 参加申込書類の作成及び提出に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (4) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (5) 提出された参加申込書類は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しないが、選定に必要な範囲において複製することがある。
- (6) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (7) 提出期限以後における参加申込書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

い。

(8) 提出された企画提案書等は、東員町情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となる。

(9) 参加申込書類の提出後に辞退する場合は、辞退届(様式第8号)を16の担当課に持参又は郵送により提出すること。

(10) 参加者(参加を予定している者を含む。)又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。

## 16 事務局(提出及び問い合わせ先)

東員町役場 政策課 広報秘書係

住 所：〒511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600番地

電 話：0594-86-2862(直通)

メールアドレス：kouhou@town.toin.lg.jp